平成２２年（フ）第３１号
和歌山県御坊市島734番地３、住民票上の住所和歌山県御坊市島425番地３
債務者　水田百合子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第２１４号
山口県山陽小野田市平成町１番19号
債務者　大元　力也
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第７０号
徳島県阿南市橘町幸野24番地１　市営橘団地２号棟23号
債務者　改森　啓二
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第３６６号
佐賀県多久市北多久町メイプルタウン12番14号
債務者　田久保　明
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７１号
大分県中津市中殿町３丁目26番地６　メゾン日章601号
債務者　林　信一郎（旧姓百留）
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０２号
大分県中津市大字金手37番地１
債務者　岩久　正文
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９６号
北海道夕張市清水沢宮前町16番地
債務者　村上　幸子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１２０号
福島県郡山市菜根１丁目９番20号
債務者　三瓶　高男
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
福島県郡山市字古川100番地の５
債務者　渡邊　賢二
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３３６号
福島県須賀川市六郎兵衛70番地１　雇用促進住宅２―303号
債務者　関根　勝也
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３３８号
福島県郡山市喜久田町字四十坦５番地の167
債務者　武田　清子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３４５号
福島県郡山市富久山町久保田字大原52番地の43
債務者　笠井美香子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３７０号
福島県郡山市水門町16番地
債務者　熊田　英夫
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１５４０号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の６エバーグリーンポートアイランド８号棟501号
債務者　樫野満伊子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５７８号
神戸市須磨区白川台５丁目７番地の２　農住Ⅰ―303号、従前の住所神戸市北区幸陽町１丁目18番地
債務者　篠原　雄大
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１７号
山口県大島郡周防大島町大字久賀5384番地３
債務者　橋本　克美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１２１号
山口県柳井市柳井1243番地２
債務者　松村　禎司
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
山口地方裁判所岩国支部